

# 大分県報

令和元年  
第六二二号  
十二月六日

（金曜日）

## 目次

規則  
大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正……………一

### 告示

青少年に有害な興行の指定……………一  
道路区域の変更……………二  
道路の供用開始……………二  
竹田都市計画道路の変更……………二

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二

### 公告

製菓衛生師試験の実施……………三  
競争入札参加者の資格に関する公示……………四  
一般競争入札の実施……………五

## 規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十一号

### 大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年大分県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の十一の項及び十二の項中「認定基盤施設計画、同号ハに掲げる」を削り、「同号ニ」を「同号ハ」に改める。  
別表第三の経営革新計画承認グループ事業の項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「第九条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同表の異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業の項中「第十条第一項に規定する」を「第十六条第一項に規定する複数の」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 大分県告示第三百二十七号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和元年十二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令和元年 一一・二五	映画	人妻ねらい 熟女のあえぎ	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	デコトラガール 天使な誘惑	オーピー映画	
〃	〃	痴漢透明人間PART3 ワイセツ?	新東宝映画	
〃	〃	白衣の妹 無防備なお尻	オーピー映画	
〃	〃	愛獣性戯 喰い尽くす	オーピー映画	
〃	〃	人情フェロモン もち肌わしづかみ	オーピー映画	

大分県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和元年十二月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和元年十二月六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
		前	後			
県道新城市香線	豊後高田市田染池部字カシヤ林七六六番地先から豊後高田市田染池部字内迫一三九二番四まで	前	後	メートル 二四・〇 〃九・六	メートル 七八・二 〃八八・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A	B			
		二四・〇	四一・〇			
		〃九・六	〃六・九			

大分県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和元年十二月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和元年十二月六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道新城市香線	豊後高田市田染池部字カシヤ林七六六番から豊後高田市田染池部字内迫一三九二番四まで	令元・一二・九

大分県告示第三百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり竹田都市計画道路を変更した。  
令和元年十二月六日

大分県知事 広瀬勝貞

一 都市計画の種類  
竹田都市計画道路  
二 都市計画の変更に係る事項

名称	位置		変更の概要
	起点	終点	
三・四・二号 竹田玉来線	竹田市大字竹田字山手	竹田市大字玉来字玉来	一部区域の変更
三・五・七号 玉来吉田線	竹田市大字玉来字玉来	竹田市大字吉田字横枕	一部線形の変更 一部区域の変更

（区域は、別図のとおり）  
三 縦覧場所  
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課  
竹田市大字々々千六百五十番地 竹田市建設課  
（「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和元年十二月二日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得

た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和元年十二月六日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、三六八人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二二一、〇四四人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

大分市 一三二、一七二人  
別府市 三三、四三六八  
中津市 二二、〇〇七人  
日田市 一八、二四六八  
佐伯市 二〇、四二九人  
臼杵市 一一、〇三四八  
津久見市 五、一二二人  
竹田市 六、三三三人  
豊後高田市 六、三六六八  
杵築市 八、三〇九人  
宇佐市 一五、七二四八  
豊後大野市 一〇、三〇九人  
由布市 九、五九五八

国東市・姫島村 八、七四九人  
日 出 町 七、八八一人  
九重町・玖珠町 七、〇九七人

## ○公 告

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。)第四条の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和元年十二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験日時

令和二年三月六日(金曜日)午前九時から正午まで

二 試験場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎新館十四階大会議室

三 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。)であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

2 学校教育法第五十七条に規定する者であって、一年以上菓子製造業に従事したもの

3 昭和四十一年十二月二十六日時点において菓子製造業に従事していた者(学校教育法第五十七条に規定する者を除く。)であって、菓子製造業に従事した期間が三年を超えているもの

四 試験科目

1 衛生法規  
2 公衆衛生学  
3 食品学  
4 食品衛生学  
5 栄養学  
6 製菓理論及び実技

令和元年十二月六日

大分県報(選管委告示・公告)

五 試験科目の一部免除  
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願うものについては、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

六 問題数及び出題形式  
六十問 四肢択一式  
七 受験願書の受付期間及び受付時間

1 受付期間  
令和二年一月二十日（月曜日）から同年二月七日（金曜日）までとする（日曜日及び土曜日を除く。）。

なお、郵送の場合は、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書の上、大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇―八五〇―）まで書留郵便で送付すること（郵送での申込みの場合は、令和二年二月七日の消印のあるもので受け付ける。）。また、受験願書の提出は、ファックス又は電子メールによるものは、受け付けない。

2 受付時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで

八 受験願書の提出先  
県内に住所を有する者 大分市内にあつては、大分県生活環境部食品・生活衛生課に提出すること。  
大分市外にあつては、住所地を管轄する保健所又は保健部に提出すること。

県外に住所を有する者 大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇―八五〇―）に提出すること。

九 提出書類  
1 受験願書（製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年大分県規則第六十三号）第一号様式）

2 次の受験資格の区分に応じ、それぞれ次に定める書類  
（一） 受験資格1に該当する者

都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書  
（二） 受験資格2に該当する者

二年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類（製菓衛生師法施行細則第二号様式）  
（三） 受験資格3に該当する者  
三年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類（製菓衛生師法施行細則第二号様式）

3 職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願うものは、技能検定に合格したことを証する書類

4 写真（出願前六箇月以内に上半身、脱帽で正面を撮影したもの（縦四センチメートル・横三センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

5 製菓衛生師試験通知書（受験票）（六十三円郵便はがきの表に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入すること。）

6 試験結果通知用封筒（定型規格のもの。宛先欄に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入し、八十四円切手を貼付すること。）

十 受験手数料  
九千四百円（願書提出の際納入すること。郵便で申込みの場合は、現金書留又は普通為替証書で納入すること。）

十一 その他  
1 試験日前までに、受験資格があると認めた者に対して、受験番号を記入した製菓衛生師試験通知書（受験票）を送付するので、試験当日必ず持参すること。

2 受験についての問合せは、県保健所、保健部又は大分県生活環境部食品・生活衛生課に行うこと。  
なお、受験願書等の送付を希望する場合は、郵便番号、住所及び氏名を記入した返信用定型封筒を同封（九十四円切手を貼付すること。）の上、大分県生活環境部食品・生活衛生課へ請求すること。

また、電子メールでの問合せは、[a13910@prefoitai.lg.jp](mailto:a13910@prefoitai.lg.jp)（行へん）。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。  
令和元年十二月六日

一 調達をする物品等の種類  
大分県立病院長 井 上 敏 郎

セントラルモニタ及びベッドサイドモニタ一式（本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去を含む。）

## 二 競争入札の参加者の資格

### 1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。以下同じ。）である場合

### 2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

### (二) 経営規模

ア 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

イ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ウ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

## 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

### 1 申請の方法

病院所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に提出するものとする。

### 2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

〒八七〇―八五一― 大分市大字豊饒四百七十六番地

電話 ○九七―五四六―七三〇二

### 3 申請の時期

令和元年十二月六日から令和二年一月十四日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、令和元年十二月三十日、同月三十一日、令和二年一月二日及び同月三日を除く。）とする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

### 四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から令和二年一月三十一日までとする。

### 五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

三の2の場所において交付する。

### 六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他大分県立病院長が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後三年間の範囲内で大分県立病院長が定める期間競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合  
(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕され、若しくは起訴され、又は暴力団関係者若しくは暴力団関係企業等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和元年12月6日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類及び予定数量  
セントラルモニタ及びベッドサイドモニター一式（本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去を含む。）

(2) 納入期限

令和2年3月29日（日）

(3) 納入場所

大分県立病院

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 競争入札参加資格

大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。

(2) 申請の方法

上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して提出すること。

(3) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班  
〒870-8511 大分市大字豊饒476番地  
電話 097-546-7302

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請の時期

令和元年12月6日（金）から令和2年1月14日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書の提出先

上記2の(3)に同じ

4 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班  
〒870-8511 大分市大字豊饒476番地  
電話 097-546-7302

(2) 日時

令和元年12月6日（金）から令和2年1月14日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

5 入札説明書の交付場所及び日時

上記4に同じ

6 競争入札参加条件

- (1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。

- (2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

8 入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

(2) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

8 入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

<p>(2) 提出期限 令和2年1月15日(水) 午前9時30分 ただし、郵送の場合は、同月14日(火) 午後5時までに必着のこと。</p> <p>9 開札の場所、日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県立病院3階 地域医療室</p> <p>(2) 日 時 令和2年1月15日(水) 午前9時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p>	<p>(1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p>
<p>10 入札保証金に関する事項</p> <p>見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>11 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に大分県立病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	<p>14 契約に関する事務を担当する部局の名称 上記2の(3)に記載する部局とする。</p> <p>15 その他 この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased Central Monitor and Patient Monitor Quantity : 1 set</p> <p>(2) Delivery Deadline March29,2020</p> <p>(3) Delivery Place Oita Prefectural Hospital</p> <p>(4) Time limit for tender 9:30a.m.January15,2020</p> <p>(5) Contact office for contract Supplies and Property Management Section Accounting Management Division Oita Prefectural Hospital 476 Bunyou Oita City 870-8511 TEL 097-546-7302</p>
<p>12 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p>	
<p>13 落札者の決定の方法</p>	